

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R7.5月指定分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和7年5月22日	福島県指令相建 第17-2号	荒 美幸 南相馬市原町区北長野字南原田405番地	南相馬市原町区北長野字南原田 204番11、404番5、404番6、404番 10、416番3、416番8、204番2の一 部、445番2の一部	78.82	4.00～6.00